

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立磐井病院が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調達件名 | 令和8年度～令和12年度両磐圏域病院群における複写機の賃貸借契約 |
| (2) 調達件名の特質等 | 仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日 |
| (4) 納入場所 | 岩手県立磐井病院、岩手県立千厩病院、岩手県立大東病院
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター、岩手県立南光病院 |

2 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有しているものであること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入りに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和8年3月4日（水）17時までに15(3)の場所に1部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

ア 一般競争入札参加申請書

- イ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価）又は標準価格見積書（消費税及び地方消費税抜き）又は、なお、定価又は標準小売価格見積書の提出に当たっては、次の事項を記載すること。

1. 提出年月日
2. 入札参加者の住所、氏名及び押印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びFAX番号、担当者氏名（問合せ先）
3. 調達件名
4. 数量
5. 仕様（当該購入物品の製造メーカー及び製品規格等が明示されていること。）

6. 納入期限

7. 納入場所

ウ カタログ等（仕様が確認できるもの）

(2) 3(1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において、当該仕様等に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。なお、審査結果は令和8年3月6日(金)までに通知する。

4 入札の方法等

(1) 1(1)について、区分毎（モノクロ及びカラー）1枚あたりの単価で入札に付す。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

5 入札及び開札の日時及び場所等

令和8年3月11日(水) 10時00分 岩手県立磐井病院 2階多目的会議室

(1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

(1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

(2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

(3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書

(4) 記名押印のない入札書

(5) 入札金額を訂正した入札書

(6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

(7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書

(8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書

- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 頭書に入札書である旨の記載
- (2) 入札年月日
- (3) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (4) あて名は、「岩手県立磐井病院長」とする。
- (5) 入札金額
- (6) 件名

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第 6 号）第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 区分毎の入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計と、予定価格（単価）にそれぞれ予定数量を乗じて得た金額の合計額を比較し、予定価格（合計額）の範囲内の最低価格業者を契約予定人とする。契約予定人の入札単価が予定価格（単価）をすべて下回っている時は、落札することとし、上回る区分がある時は、当該区分の単価を再入札することとする。ただし、再度の入札を行った場合であっても、予定価格（単価）以下とならない場合は、随意契約に移行する。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、5(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする

12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として、契約単価に当該契約期間における見込数量を乗じて得た金額の合計額(税込)の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県立磐井病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを 2 件分以上提出したとき。

- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは、岩手県立磐井病院に帰属する。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 納入期限は、当該契約物品を持ち込み、検査に合格し、引渡しを完了するまでの期限とする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 当該契約により引き渡された目的物（物件、物品）が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは、不適合を知った日から1年間（数量に関する不適合は期間制限なし）は、履行の追完を請求することができるものとし、また、履行の追完の催告をし、履行の追完がないときは、代価の減額を請求することができるものとする。
- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒029-0192 岩手県一関市狐禅寺字大平 17 番地
岩手県立磐井病院 総務課管財係
電話：0191-23-3452 FAX：0191-23-9691
- (5) 令和8年度県立病院等事業会計予算が成立しない場合、契約を締結しないことがあること。